

自衛隊法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う運転免許証の更新事務処理要領の制定について

(平成16年3月11日)
(栃運管第6号、栃交企第7号、栃交指第1号)

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)の一部改正により、防衛出動命令又は防衛出動待機命令を受けた自衛隊員が受けている運転免許に係る運転免許証の有効期間及びその更新について特例が定められたことから、取扱上の留意事項等について、自衛隊法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う運転免許証の更新事務処理要領を別添のとおり定めたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

自衛隊法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う運転免許証の更新事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、防衛出動命令又は防衛出動待機命令(以下「防衛出動命令等」という。)を受けた自衛隊員(以下「隊員」という。)が、任務遂行のため運転免許証(以下「免許証」という。)の更新を受けることが出来ない場合における当該隊員の免許証の有効期間及び更新時の事務の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 防衛出動命令等を受けた隊員の免許証の有効期間の特例

1 特例の内容

防衛出動命令等を受けた隊員の免許証のうち、更新期間の初日が撤収命令を受け又は防衛出動命令等を解除された日(以下「解除日」という。)以前であるものの有効期間は、解除日から起算して2月を経過する日までの期間となる。(自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号。以下「隊法施行令」という。)第160条第1項。別添1図参照)。

2 留意事項

特例の適用を受ける免許証を有する隊員が、隊員の身分を失い、防衛出動命令等を下されていない部隊に異動すること等により、現に防衛出動命令等を受けている者でなくなった場合は、当該現に防衛出動命令等を受けている者でなくなった日が解除日となるので注意すること。

第3 防衛出動命令等を受けた隊員の免許証の有効期間の更新の特例

1 特例の内容

隊法施行令第160条第1項の規定の適用を受ける免許証の更新については、解除日を更新期間の初日とするとともに、隊員は、更新申請書の提出時において、防衛出動命令等を受けていた期間を証明する書類を添付しなければならない。(隊法施行令第160条第2項)

2 留意事項

(1) 隊法施行令第160条第2項により読み替えた道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第101条第1項の規定により免許証の更新を申請した者について、運転者区分の判定のために運転経歴をさかのぼる起点となる日は、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第33条の7第1項第1号の規定により、更新前の免許証の有効期間が満了する日(解除日から起算して2月を経過する日)の直前のその者の誕生日の40日前の日となる。

(2) (1)の更新を申請した者について、更新後の免許証の有効期間の末日は、法第92条の2第1項の規定により、更新前の免許証の有効期間が満了する日(解除日から起算して2月を経過する日)の後のその者の3回目、4回目又は5回目の誕生日から起算して1月を経過する日となる。

第4 交通警察運営上の留意事項

1 交通指導取締時等の対応

隊法施行令第160条第1項の規定に基づく免許証の有効期間の特例の適用を受ける免許証(以下「特例免許証」という。)は、記載上の有効期間を経過した後も、隊法施行令第160条第1項に規定する特例の有効期間の末日まで有効であるが、外見は失効した免許証と変わらないことを踏まえ、特例免許証を確認する際の便宜のため、防衛出動命令等を受けた隊員で免許証を有するものは、防衛庁で定めた運転免許証の有効期間の更新等に係る手続き要領(別添2。以下「手続き要領」という。)の別紙様式1の防衛出動等下令証明書の交付を受け、自動車等を運転する際はこれを携帯することとされているので、交通指導取締時等において、隊員から当該特例免許証及び防衛出動等下令証明書の提示を受けたときは有効であることに留意すること。

2 免許証の更新申請受理時の取扱い

(1) 免許証の更新申請の受理

隊法施行令第160条第2項の規定により、特例免許証の有効期間の更新を申請する際、更新申請書に防衛出動命令等を受けていた期間を証明する書類を添付しなければならないこととされていることから、当該書類を確認の上、栃木県道路交通法施行取扱規程(昭和54年栃木県警察本部訓令第9号。以下「取扱規程」という。)第31条第4項の規定に準じて更新申請を受理するとともに、「特例免許証」の印を更新申請書左上欄に押印するものとする。

(2) 更新時講習の区分

更新時講習の区分については、交通警察運営要領について(昭和54年9月11日付け栃交企第1185号、栃交指第570号、栃交規第1358号、栃運第1650号例規通達)第7の3(5)の規定を適用し、交通部運転免許管理課長(以下「管理課長」という。)に照会して行うものとする。

(3) 関係書類の送付要領

この要領の規定により処理をした免許証に係る書類を管理課長に送付するときは、取扱規程第30条第2項に定める更新・再交付免許申請送付票の備考欄に特例免許証であることを記載の上、送付するものとする。